

虐待防止マニュアル

令和8年5月
(同)フォーリーフ虹 マーベラス

目次

1. 障害者虐待防止法の成立	2
2. 障害福祉サービス事業所としての使命(倫理・価値)	2
3. 「障害者虐待」の定義	3
4. 児童虐待における障害福祉サービスにかかわる職員の役割	5
5. 虐待が疑われたら	8
6. 関係機関との連携	8
7. 虐待発見時フローチャート	10
8. 職員のセルフチェックシート	11
9. 虐待早期発見チェックシート	13

1. 障害者虐待防止法の成立

障害者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要である。こうした点等に鑑み、障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、平成 23 年 6 月 17 日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」という。)が議員立法により可決、成立し、平成 24 年 10 月1日から施行された。この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防及び早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的としている。

2. 障害福祉サービス事業者としての使命(倫理・価値)

平成 25 年 4 月 1 日に「障害者総合支援法」が施行され、目的規定において、「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記され、基本理念が規定されている。その理念の一つに、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊敬されるものである」ことが示されている。また社会福祉法第 24 条では、社会福祉法人の機能として、「サービスの質の向上」が明記されている。サービスの質とは、「マネジメント・ガバナンスの質」「財務の質」「人材の質」「支援の質」「設備・環境の質」「ステークホルダーに対するパートナーシップの質」であり、虐待防止の基本は、全ての質を磨き上げることにある。このことから、障害福祉サービス事業者としての使命は、「権利の主体者である福祉サービス 利用者の人権を守り、絶えず質の高いサービスの提供に努力すること」にあります。そして、「利用者のニーズベースの支援」「意思決定の支援」「説明のできる支援(evidence based practice)」「合理的配慮」を基本としたサービスの提供が求められます。「意思決定の支援」では、様々な経験を支援するための「社会参加」、暮らしの中での「選択と決定」ができる経験と環境の支援、様々な代替コミュニケーション支援を通じた「表出コミュニケーション支援」が重要となる。「合理的配慮」は、「障害特性に応じた人も含めた環境の提供」であり、障害特性の理解と支援が基本となる。特にアセスメント力が重要。事業者として、質の高い支援を提供するためには、サービスを提供する人材の育成が欠かせない。明確な組織としての「理念」と「使命」「ビジョン」「支援者としてのコア・バリュー、倫理」を示し、計画的な人材確保と人材育成を行わなければならない。福祉事業所は、「利用者の権利を守る砦である」という自覚に基づき、虐待防止の取り組みを組織的計画的(PDCA を回し続ける)に進めることが障害福祉サービス提供事業者の責務である。

3. 「障害者虐待」の定義

(1) 障害者の定義

障害者虐待防止法では、障害者とは障害者基本法第 2 条第1号に規定する障害者と定義されている。同号では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要である。また、ここでいう障害者には 18歳未満の者も含まれる。

(2) 「障害者虐待」に該当する場合

障害者虐待防止法では、「養護者」「使用者」「障害者福祉施設従事者等」による虐待を特に「障害者虐待」と定めています(第 2 条第 2 項)。

「養護者」とは、障害者の身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障害者の家族、親族、同居人等のことです。

「使用者」とは、障害者を雇用する事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者のことです。

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」(以下、合わせて「障害者福祉施設等」という)に係る業務に従事する者のことです。

【虐待具体例】

ア. 身体的虐待	<ul style="list-style-type: none">・打撲傷、あざ(内出血)、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷、たばこなどによる火傷などの外傷を生じるような行為。首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける。布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、食事を与えない、戸外にしめだす、縄などにより拘束するなどの行為・意図的に利用者を病気にさせる
イ. 性的虐待	<ul style="list-style-type: none">・障がい児・者への性交、性的行為(教唆を含む)・障がい児・者の性器を触る、または利用者に性器を触らせるなどの性的行為(教唆を含む)・障がい児・者をポルノグラフィーの被写体にする

<p>ウ. ネグレクト</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児・者の健康・安全への配慮を怠っている (例えば) <ul style="list-style-type: none"> ① 重大な病気になっても病院に連れていかない ② 乳幼児を家に残したまま外出する。なお、親がパチンコに熱中したり買い物をしたりするなどの間、乳幼児等の低年齢の子どもを自動車の中に放置し、熱中症で子どもが死亡したり、誘拐されたり、乳幼児等低年齢の子どもだけを家に残したために火災で子どもが焼死したりする事件も、ネグレクトという虐待の結果であることに留意すべきである ・子どもの意思に反して学校等に登校させない。子どもが学校等に登校するように促すなどの子どもに教育を保障する努力をしない。 ・子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない(愛情遮断 など) ・食事、衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢など (例えば) <ul style="list-style-type: none"> ① 適切な食事を与えない ② 下着など長時間ひどく不潔なままにする ③ 極端に不潔な環境の中で生活をさせるなど ・障がい児・者を遺棄したり、置き去りにする ・祖父母、きょうだい、保護者の恋人などの同居人や自宅に入りする第三者がア、イまたは次のエに掲げる行為を行っているにも関わらず、それを放置する
<p>エ. 心理的虐待</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ことばによる脅かし、脅迫など ・障がい児・者を無視したり、拒否的な態度を示すことなど ・障がい児・者の心を傷つけることを繰り返し言う ・自尊心を傷つけるような言動をする ・他の兄弟とは著しく差別的な扱いをする ・配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言 ・子どもの兄弟に、ア～エを行う

4. 障害福祉サービスにかかわる職員の役割

障害福祉サービスにかかわる職員は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。また、正当な理由なく、職務に関して知り得た虐待を受けたと思われる利用者に関する秘密を漏らしてはならない。さらに、利用者及び保護者に対して、障害者虐待防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

【虐待の予防、早期発見】

(1) 虐待の発生予防

- ① サービスを通して保護者の育児負担を軽減する
- ② 職員や保護者同士の交流を通じて育児や生活の不安を和らげる
- ③ 専門家として、子育てや介護の悩みについて助言・援助を行う
- ④ 家族や保護者の介護負担を軽減するため、相談対応や助言を行い、孤立を防ぐ

(2) 虐待の早期発見

- ① 利用者の様子・家庭の様子の観察を怠らず、虐待の兆しを見逃さない
- ② 虐待予防チェックシートを活用する
- ③ 虐待の可能性が疑われたら速やかに管理者に報告する
- ④ 各職員で役割を分担し、チームで対応する。
- ⑤ 信頼関係を保持しながら、関係機関と連携して援助する。

【利用者の対応】

- ① 利用者の味方であることを伝え、安心感をもたせる。
- ② 声かけを多くするなど触れ合う機会を増やし、十分な受け止めをし子どもが愛されているという実感を持てるように関わる。ただし子どもの親代わりになるのではなく、療育の専門家として特有の関係に巻き込まれないようにすること。
- ③ 自己達成感を通じて自信が持てるような機会をつくる。
- ④ 利用者の安全を最優先し、見守りの中でいつもと異なる変化が見られたら、速やかに関係機関に連絡する。
- ⑤ 利用者の言葉に耳を傾け、要求や感情を受け止める姿勢を示す。先入観を持たず、なぜそのような行動に至ったのか背景を探る

【保護者への対応】

- ① できるだけ関わりの機会を多くする。
- ② 追及や非難、追い詰めたりしない。
- ③ 不安、怒り、つらさ、悲しみを受け止め気持ちに寄り添う(受容・共感)
- ④ 子育てや介護の不安や悩みには、共に考える姿勢を示し、気づきを援助する。

【虐待早期発見のポイント】

次のような様子が複数見られたら虐待の可能性を疑ってみる必要がある。子どもや親の様子・変化を注意深く見守ること。その際には具体的な情報を時系列に記録する。

【利用者の様子】

身体面	<ul style="list-style-type: none">・不自然な傷(あざ・目の周りの傷・やけど)がよく見られる・治療していない傷がある・身長や体重の発達が著しくよくない・言葉や精神発達の遅れがある・身体が非常に汚れている(爪の伸び・耳垢・虫歯の多さ等)・髪の毛やまつげ、眉毛を抜いてしまう
表情	<ul style="list-style-type: none">・語りかけに対して表情や反応が乏しい、笑わない、視線が合わない・人の顔をうかがい、おどおどしたりビクビクした様子が見られる。・おびえた泣き方をする・保護者と離れると安心した表情になる
行動	<ul style="list-style-type: none">・給食をむさぼるように食べたり、人に隠して食べる・嘘をつくことが多い・ささいなことに反応し、感情の起伏が激しく、パニックを起こしやすい・衣服を脱ぐときに異常な不安を見せる・落ち着きがなく警戒心が強い・遊びが長続きしない・年齢不相应な性的言動がみられる
他者との関わり	<ul style="list-style-type: none">・保護者が迎えに来て喜ばず、帰りたがらないことが多い・保護者の前では従順になる・職員を試したり、独占したがる。異常に甘える・職員や他利用者とうまく関われない・職員や他利用者に対して乱暴、威圧的、攻撃的である・職員や他利用者との身体接触を異常に怖がる
生活の様子	<ul style="list-style-type: none">・衣服がいつも不潔である・基本的な生活習慣が身につけていない・予防接種や健康診断を受けていない・理由なく長期間欠席している

【保護者の様子】

利用者との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・態度や言葉が否定的である (誰かに預けたい、期待はずれな子、ほしくなかった子) ・叩いたり、怒鳴ったり、必要以上に厳しいしつけをしている ・乱暴に扱ったり、放置している ・障がい児・者に対して冷淡、または無関心である (泣いてもあやさない、抱かない、無視する) ・障がい児・者に能力以上のことを要求する ・兄弟姉妹に対して差別的である ・月齢や発達にふさわしい食事を与えない、料理をしない ・障がい児・者の怪我・やけどに対する説明や欠席の説明が不自然である
他者との関わり	<ul style="list-style-type: none"> ・職員や他の保護者に対して消極的・否定的な態度をとったり、強く出たりする ・職員や他の保護者との関係がもてない ・職員との会話を避ける、または必要以上によくしゃべる ・説明の内容が曖昧でコロコロ変わる ・障がい児・者に関する他者の意見に被害的・攻撃的になる
生活の様子	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の交流がなく孤立している ・不衛生な生活環境である ・夫婦間の暴力が認められている ・経済的に不安定である ・生活のリズムが乱れている
保護者自身のこと	<ul style="list-style-type: none"> ・表情が硬い ・ひどく疲れている ・精神状態が不安定である ・被害観が強い。偏った思い込み、衝動的、未成熟等 ・連絡が取りづらい ・被虐待歴がある

5. 虐待が疑われたら

- (1)障がい児・者を支援する中で「いつもと違う」「どうしてあんなところに傷が」「十分に世話をしてもらってないのでは」等、虐待が疑われたら速やかに管理者に伝える。
虐待早期発見チェックシートを記入する
- (2)家庭環境や保護者の心理状態、児童の様子を把握し、必要に応じ児童相談所や関係機関へ連絡する
- (3)職員は子どもの日常生活の見守りと安全の確保を第一に考え、関係機関と連携をとりながら継続的に援助していく(事業所全体で情報を共有する)
- (4)職員は保護者と障がい児・者のプライバシー保護については高い意識を身につけ十分に配慮する

<プライバシーについて>

※通告は守秘義務に優先する

通告によって、児童福祉施設職員が刑法上の守秘義務違反に問われることはありません

(児童虐待防止法第6条第3項)

※虐待の通告は本人の同意を得ずに行うことが可能です(個人情報保護法第23条第1項第1号)

※現行法上では、「虐待の事実がないことを知りながらあえて通告した場合や、それに準ずる場合を除き、法的責任を問われることはない」と解釈されています

6. 関係機関との連携

虐待を生みだす家族は複合的問題を抱えていることが多く、障がい児・者を虐待から守り、家族修復までの息長い相談援助活動をすすめるためには、様々な関係機関との連携・ネットワークづくりが欠かせない。連携の際には、記録が重要となるので所内で起こったこと等を具体的に記録しておく。

関係機関との連携の流れ

- ① まずは電話連絡し、対応を協議する。緊急時の連絡先を把握しておく。
- ② 情報を提供し、緊急度の判断を待つ。

【緊急性あり(要保護)】

通告を受けた機関は、情報収集や家庭調査を迅速に行い、障がい児・者の安全確認、事実確認、緊急度の判断を行う。そこで緊急度が高いと判断されれば、「立入調査」「一時保護」により障がい児・者を安全に確保する。

【緊急性なし】

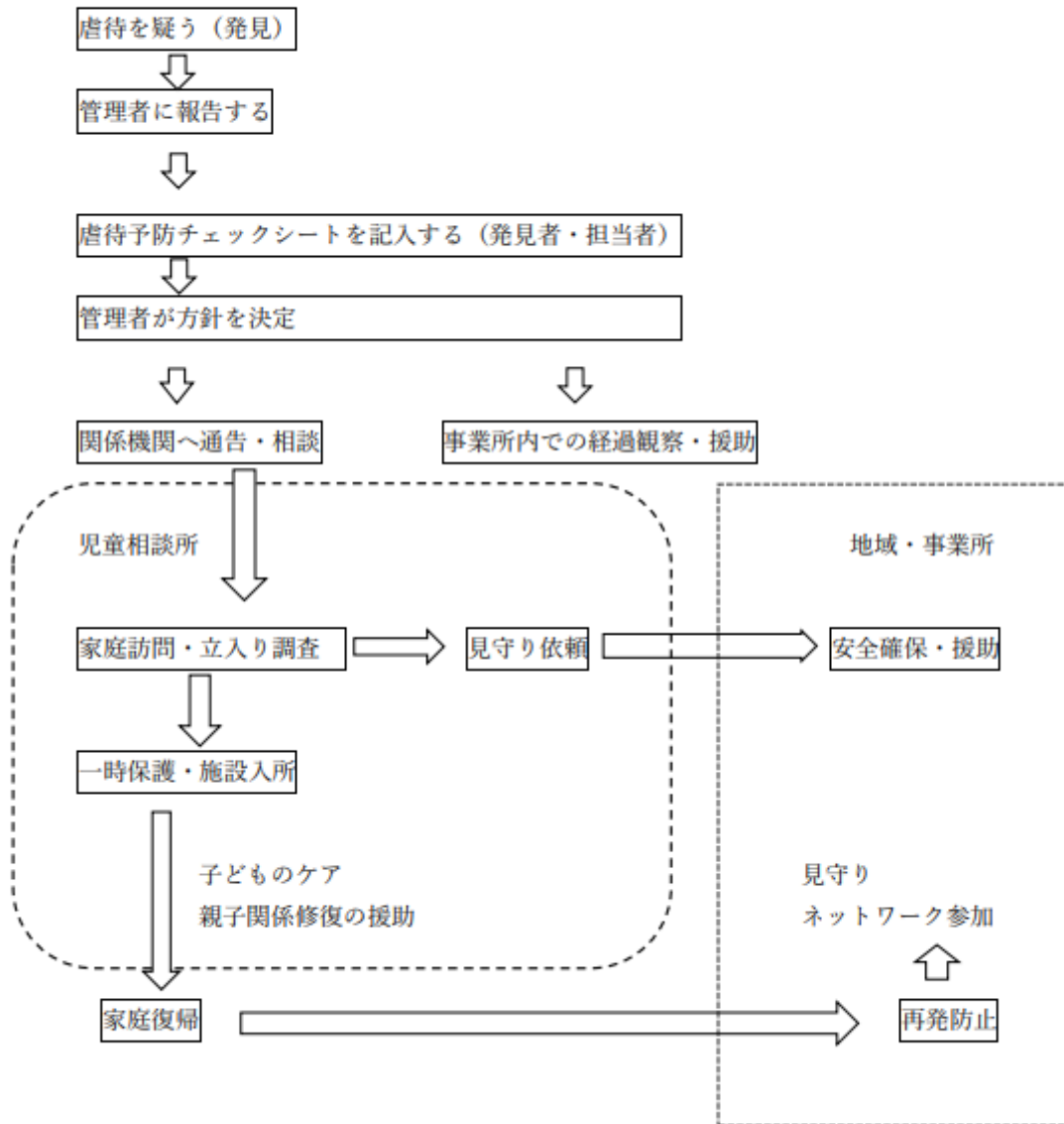
緊急度がそれほど高くなく、住宅での援助が必要と判断した場合は、地域の機関が連携して、それぞれの役割を担いながら虐待が起きないように家族を支援する。住宅処遇のケースは全体のほぼ7～8割を占めており、保護した場合でも家庭に復帰した段階で、再び在宅処遇の対象になることから、虐待援助の主力は地域での支援ということになる。

※その過程で子どもに危険が生じた場合は、速やかに保護する。

【療育施設で「見守り・支援」を依頼された場合の留意点】

- (1) キーパーソンとなる専門家が誰かを知る
- (2) 支援に関わっているチームメンバーとそれぞれが担っている役割を理解する
- (3) キーパーソンとなる専門家と十分な連携をとり、どこにポイントをおいて見守りどのような支援が必要かを具体的に理解する
- (4) 療育施設に期待されている役割を知る。また療育施設の見守りの限界について具体的に職員間で共有を行う
- (5) キーパーソンとなる専門家への報告のタイミングを打ち合わせる
(定期的な報告の方法・緊急と判断される場合の判断とその報告)
- (6) 定期的な報告や連絡

【虐待発見時フローチャート】



職員のセルフチェック【 年 月】

チェック項目	チェック欄
利用者への対応、受け答え、挨拶等は丁寧に行うよう日々心がけている。	はい・いいえ・わからない
利用者の人格を尊重し、接し方や呼称に配慮している。	はい・いいえ・わからない
利用者への説明はわかり易い言葉で丁寧に行っている。	はい・いいえ・わからない
威圧的な態度をとったり、命令口調になったり、大声で叱責することはない。	はい・いいえ・わからない
利用者の言葉や歩き方などの真似をすることはない。	はい・いいえ・わからない
利用者の行為を嘲笑、興味本位で接することはない。	はい・いいえ・わからない
職務上知りえた利用者の個人情報については、慎重な取扱いに留意している。	はい・いいえ・わからない
利用者の意見、訴えに対し、無視や否定的な態度をとることはない。	はい・いいえ・わからない
利用者の衣服の着脱やトイレ使用の際、他から見えるようにしてない。	はい・いいえ・わからない
利用者を長時間待たせたり、放置したりすることはない。	はい・いいえ・わからない
利用者の嫌がることを強要すること、また、嫌悪感を抱かせるような支援、訓練等を行うことはしていない。	はい・いいえ・わからない
利用者に対するサービス提供に関わる記録書類(ケース記録等)について、対応に困難が生じた事柄や不適切と思われる対応をやむを得ず行った場合等の状況も適切に記入している。	はい・いいえ・わからない

ある特定の利用者に対して、ぞんざいな態度・受答えをしてしまうことがある。	はい・いいえ・わからない
支援内容を利用者個人の人格を無視した、職員側の価値観や都合での一方的・画一的なものにすることはない。	はい・いいえ・わからない
他の職員のサービス提供や利用者への対応について問題があると感じることがある。	はい・いいえ・わからない
他の職員が児童に対して虐待もしくは不適切と思われる行為を行っている場面にでくわしたことがある。	はい・いいえ・わからない
他の職員が児童に対して虐待もしくは不適切と思われる行為を行っている場면을容認したこと(注意できなかったこと)がある。	はい・いいえ・わからない
最近、特に利用者へのサービス提供に関する悩みを持ち続けている。	はい・いいえ・わからない
最近、特に仕事にやる気を感じないことがある。	はい・いいえ・わからない
最近、特に体調がすぐれないと感じることがある。	はい・いいえ・わからない

虐待早期発見チェックリスト

<1.身体的虐待の着眼点>

サイン項目	チェック欄
① 身体に不自然なキズ、あざ、火傷(跡)がある*衣服の着脱時等にも留意する	<input type="checkbox"/>
② 1について原因や理由が明らかにならない場合が多い。	<input type="checkbox"/>
③ 「施設にいたくない」「蹴られる」等の訴えがある。	<input type="checkbox"/>
④ 一定の職員を避ける、怯える」などの表情・行動などがある。	<input type="checkbox"/>
⑤ 表情や行動が落ち着かず攻撃的になった。	<input type="checkbox"/>
⑥ 失禁や失便が増えた。	<input type="checkbox"/>
⑦ 自傷行為や他害行為が増えた。	<input type="checkbox"/>

<2. 心理的虐待の着眼点>

サイン項目	チェック欄
① 自傷、かきむしり等自らを傷つけるような行為が増えた。	<input type="checkbox"/>
② 生活リズムが急に不規則になった。*睡眠、食の嗜好、日課等の変化	<input type="checkbox"/>
③ 身体を萎縮させるような過度の恐怖心、怯えた様子がある。	<input type="checkbox"/>

④ 突然わめいたり、泣いたりすることが多くなったと感じられることがある。	<input type="checkbox"/>
⑤ 過食や拒食等、食事について変化がある。	<input type="checkbox"/>
⑥ 以前よりも意欲がなくなった、投げやりな様子になった等と感じることがある。	<input type="checkbox"/>
⑦ 体調が悪いと訴える機会が増えている。	<input type="checkbox"/>

<3.性的虐待の着眼点>

サイン項目	チェック欄
① 人に対して嫌悪感を抱いているような態度や言動をとることが増えた。	<input type="checkbox"/>
② 人に触れられることを極度に嫌がるが増えたように感じられる。	<input type="checkbox"/>
③ 歩行等がいつもより不自然であることや、座位が保てないようなことはある。	<input type="checkbox"/>
④ 急に怯えたり、恐ろしがったりする、また人目を避けるようになった。	<input type="checkbox"/>
⑤ 一人で過ごす時間が増えた。	<input type="checkbox"/>

<4. ネグレクトの着眼点>

サイン項目	チェック欄
① 食事を摂っていないようにみえたり、空腹を頻繁に訴えることがある。	□
② 劣悪な衛生状態や衛生環境にあると感じられる。 (悪臭がする、爪や髪の毛が伸びたままで汚い、衣服が同じなど)	□
③ いつみても皮膚の湿疹や、オムツかぶれがあるように見える。	□
④ 整容に対して無頓着、あるいは拒否が多くなった。	□
⑤ 自分や他者、物に対して投げやりな態度が見られることが増えた。	□
⑥ 約束事や支援サービスを当日になってキャンセルすることが多くなった。	□

<5.職員の態度にみられるサイン>

サイン項目	チェック欄
① 利用者に対し、乱暴な口の利き方をする。暴言を吐く。	□
② 利用者に対し、威圧的な態度が見られる。	□
③ 利用者に対し、冷淡な態度や無関心さがみられる。	□
④ 利用者の支援や介助に対する拒否的な発言がしばしばみられる。	□
⑤ 利用者に対し、個別支援計画に沿った支援をしていない。	□
⑥ 上司や同僚の助言を聞き入れず、不適切な支援方法のこだわりが見られる。	□
⑦ 利用者の直接処遇に関わっている場面が極端に少ない。	□
⑧ 上司や家族との接触を避けていることが多い。	□
⑨ 報告・連絡が粗雑なことはしばしばみられ、行わないこともある。	□
⑩ 遅刻・早退・欠勤が増えた。	□